## 第五次滋賀県廃棄物処理計画に係る施策の取組状況等

番号		第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり Δ: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
1	3 Rの推進	レジ袋削減を一層推進するため、協議会におけるマイバッグ携帯の啓発を行うとともに、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への食料品小売店以外をはじめとした新たな事業者の参加を促進します。	参率(レジ袋 辞退率):	・10月~1月にかけて、県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、簡易包装の推進等に係る啓発キャンペーン(環境にやさしい買い物キャンペーン)を実施【参加者】18事業者(134店舗)、7団体、県および19市町・「しがプラスチックごみ削減行動宣言」として、レジ袋以外のプラスチックごみ削減の取組についても盛り込んだ内容で、「レジ袋削減の取組に関する協定」の改定を行い、県内事業者に対して宣言の実施を広く呼びかけるとともに、宣言内容の実践取組を促進する。【協定締結事業者数(R6.5現在)】※宣言実施者含む〇レジ袋無料配布中止実施事業者:37事業者37店舗〇レジ袋削減取組実施事業者:2事業者2店舗【しがプラスチックごみ削減行動宣言】〇宣言実施者数:27事業者353店舗・プラスチックごみ削減3 Rと適正処理や散在性ごみ対策を盛り込んだ内容のチラシやポスターを買い物キャンペーン等の機会を捉え配布・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で、マイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る普及啓発・情報提供を実施	•	・10月~1月にかけて、環境にやさしい買い物キャンペーンにおいて事業者・団体・行政が一体となってマイパッグ携帯等の普及啓発を実施する。 ・「しがプラスチックごみ削減行動宣言」として「レジ袋削減の取組に関する協定」の更新を進めると共に、新規事業者の宣言の実施を促進する。 ・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」により情報提供を行う。 ・令和5年度から実施している「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」において、マイバッグの携帯を呼びかける。	循環社会 課權進 領揮推進
2		マイボトル等の利用促進を図るため、関西広域連合や事業者等と連携し、マイボトル等への飲料提供が可能な店舗情報の提供を行うとともに、マイボトル等への給水、給茶等が可能な店舗・場所を増やす取組等を推進します。	給水等スポッ ト数: 100箇所	・令和5年10月から実施している「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」において、動画等でマイボトルの携帯を呼びかけるほか、県庁内に給水器を設置し、県職員および周辺住民の一層のマイボトル携帯を促進した。 ・マイボトルスポット登録事業者を対象としたラジオ等を活用した広報・啓発を実施 ・企業や団体等とのタイアップによる啓発の実施プラスチックごみ削減の実践行動を促すことを目的として、啓発イベント(ブース出展、ステージでの環境クイズ)を3回実施①「楽しく学ぼうサーキュラーエコノミー」at アル・プラザ野洲日時:令和5年10月28日(土) 場所:アル・プラザ野洲1階セントラルコート②「楽しく学ぼうサーキュラーエコノミー」at ディオワールド草津店日時:令和5年11月12日(日) 場所:ディオワールド草津店日時:令和6年1月14日(日) 場所:イオンモール草津日時:令和6年1月14日(日) 場所:イオンモール・フェール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファ	•	・県内のマイボトルスポット登録事業者の増加に向けた広報・啓発活動の実施 ・製造者と県民をつなぐサーキュラーエコノミー促進・啓発イベントの実施スーパー等でマイボトルの携帯促進を促す製造者と連携した啓発イベントを実施することで、県民の資源循環に配慮した消費行動・マイボトルの携帯を促す。・令和5年10月から実施している「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」において、マイボトルの携帯を呼びかける。	循環社会 無進課 (環推進 係)

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
3	3	ワンウェイプラスチック製品の使用の削減を図る ため、協議会等と連携し、プラスチック製のスト ローやスプーン等の使用削減の8発を実施するとと もに、顧客への提供方法を改めるための検討など、 効果的な削減に向けた取組を行います。		・番号1のとおり「しがプラスチックごみ削減行動宣言」として、「レジ袋削減の取組に関する協定」の更新を行い、併せて使い捨てプラスチック製品の削減等への取組を含めた内容を盛り込んだ形で宣言を実施。 ・小売店における過剰包装削減に係る啓発ポスターの掲示・企業や団体等とのタイアップによる啓発の実施 【再掲】ブラスチックごみ削減の実践行動を促すことを目的として、啓発イベント(ブース出展、ステージでの環境クイズ)を3回実施 ①「楽しく学ぼうサーキュラーエコノミー」at アル・プラザ野洲 日時:令和5年10月28日(土) 場所:アル・プラザ野洲1階セントラルコート ② 「楽しく学ぼうサーキュラーエコノミー」at ディオワールド草津店 日時:令和5年11月12日(日) 場所:ディオワールド草津店 日時:令和6年1月14日(日) 場所:イオンモール草津 1階セントラルコート・令和5年10月から「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を開始し、毎月一日の「しがプラチャレンジの日」や10月の「しがプラチャレンが推進月間」に合わせてワンウェイプラスチック製品の使用削減呼びかけを実施・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)でプラスチックごみ削減の取組事例を掲載・・県内においてプラスチックごみの削減に積極的に取り組む事業所等の取組事例集の作成	©	・県内事業者に対して、「しがプラスチックごみ削減行動宣言」の実施を広く呼びかけるとともに、宣言内容の実践取組を促進する。 ・「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」等により、各主体が実施する使い捨てプラスチック製容器包装の削減についての情報共有や、関係者との連携取組を推進する。 ・令和5年10月から実施している「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」において、ワンウェイプラスチック製品の使用削減を呼びかける。	循進(資推) (資推) (資推)
4		プラスチック製品の使用に関し、安易に廃棄することなく繰り返し使うなど再使用を促進するため、協議会等と連携し、リユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなど、リユース推進に係る効果的な啓発を実施します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で、フリーマーケット開催情報や市町主体のリユース品交換の情報を掲載 ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で、リユースショップや修理取扱店の情報を掲載(R6.3現在 54件)	0	・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」により情報提供を行う。 ・令和5年から実施している「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」において、プラスチック製品のリユース推進について呼びかける。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
5		家庭および事業所から排出されるプラスチックごみ等の再生利用を進めるため、市町や事業者等と連携し、地域特性や事業活動に応じた分別の徹底について意見交換を行うとともに、優良取組事例を紹介するなど普及啓発を実施します。		・適管協において、バイオマス配合指定ごみ袋を導入している先進自 治体の取組を共有 ・取組事例の収集、周知 事業者や団体等によるプラスチックごみ削減取組事例を収集し、HP に掲載	0	・引き続き、市町や事業者等とのリサイクルの仕組みづくりについて検討を進める。 ・取組事例の収集、周知	循環社会 推進課 (資推進 環推進 係)
6		紙、木材、バイオマス由来の生分解性プラスチックなど、従来の化石燃料由来プラスチックよりも環境に配慮した素材を活用した製品(以下「プラスチック代替製品」という。)の使用を促進するため、協議会等と連携し、県民に対しプラスチック代替製品に関する情報提供を行うとともに、普及を図る取組を推進します。		・番号3と同じ	©	・番号3と同じ	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)

番号	項目	第5章	「施策の方向性」	」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×:未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
	散在性。 対策 7	や ボックト ボックト ボック ボック ボック ボック ボック ボック ボック ボック	年6月に実施した守山 と連携した湖底ごかの 胡へのプラスチックご ラスチックごみの散在 な実施について検討を 者、市町等と連携・協 ます。	回収調査結果を踏ま 、みの流出を防止する 、防止や環境美化活動 ・行うとともに、県		・環境美化監視員による散在性ごみの監視パトロールや啓発活動、各種団体との連携による環境美化運動の実施や団体への支援等といった 散在性ごみの流出防止の取組を行った。	0	・引き続き、県民、事業者、県等が一体となり、散在 性ごみの流出防止の取組を実施する。	循推(整 循推(整 循推(實 環 資 推 資 推 資 推 資 循 循 循 循 循 循 循 循 循 循 道 資 進 實 進 者 。 不 道 後 道 者 。 者 。 者 。 者 。 者 。 者 。 者 。 者 。 者 。 者
	総合的な策の検言	す マクロス系る温ごな向い 大長徹疾を でのは、 でのな、 でのは、 でのな、	チックごみによる湖岸 等への影響、琵琶湖の 生態系等への排出量の 主態系等への排出量の みが及ぼす幅広い課題 現点に立ち動向を 現た国の サた内 は、 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	マイクロプラスチッパラスチックの焼却を必要がある。 ではいなど、である。 はがはいるである。 に進および適正処理収 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で		・プラスチック資源循環促進法の施行の影響に関する、協議会(主に事業者)や市町との情報交換(新たな規制品への対応、プラー括回収への移行など) ・プラスチックごみが及ぼす様々な影響について、関係課施策との連携調整 ・プラスチックごみによる幅広い課題の解決に資するごみ減量等の取組について、財政的支援として令和4年から実施している「滋賀プラスチックごみ・食品ロス削減モデル事業補助金」の補助対象者を営利法人にも拡大し、1者に補助を行った。	0	・引き続き2Rを重視した3Rの取組を進めるとともに、プラスチックごみに関する情報収集を行いつつ、プラスチック資源循環促進法施行によるリサイクル体制等の充実を図る。 ・「滋賀プラスチックごみ・食品ロス削減モデル事業補助金」によりプラスチックごみ削減の先駆的で、全県的なモデルとして波及効果のある取組を支援する。	循環社会 推進課 環推進 係)
	知識やためのはない。 知識となっています かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま かいまま か	(三) 三方動 理解と 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型 三型	事業者等が食品ロス削 を深めることが可さ 力推奨店制を場なの間な る企業な啓発を図 な普及啓発を図 なでで、学校教育 と	るよう、三方よし 登録店舗の拡大や発 との連携・協力によ もに、消費者教育や	三方よしフー ドエコ推奨店 登録店舗数: 300店以上	・滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会(H29.8~)事業者、関係団体、行政等の関係者が連携協力を図り、滋賀県における買い物ごみおよび食品ロスの削減等の取組を推進 ・三方よしフードエコ推奨店制度(H29.8~)食品ロス削減に取り組む小売店・飲食店・宿泊施設を「推奨店」として登録した上で、県HP等において県民へ周知 <取組目標の達成状況>登録店舗数:355店舗(R6.3) ○飲食店・宿泊施設:163店舗 ○食料品小売店:192店舗 ・フードエコ推奨店検索サイトの運用(H31.1~)食品ロスに関する普及啓発を行うとともに、推奨店の認知度向上と普及拡大を図るため、推奨店が地図上で検索できるウェブサイトを運用 ・県庁フードドライブの実施(R1.9~)食品ロス削減に向けた取組の一環として、本庁および地方機関でフードドライブを実施(R5年度:3回実施)・県HPによる広報(H28.7~)推奨店制度や食品ロス削減レシピの紹介、食べきりの推進やフードバンク情報等の周知、食品ロス削減に取り組む店を紹介する動画の公開、先進事例の紹介等 ・出前講座(H29~)食品ロスをはじめとするごみの3 R推進に向けて、各地域において、ごみの現状、ごみを減らすために必要な取組などを講義、啓発、紹介(R5年度:2回実施)	•	・各主体との連携 「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」等により、各主体が実施する食品ロス削減事例の情報共有や、関係者との連携取組を推進 ・三方よしフードエコ推奨店制度の普及 推奨店制度の県全域への拡大に向けて積極的な募集 を継続 ・企業や団体等とのタイアップによる啓発の実施 企業や団体を連携し、食品ロス削減の取組について 広く周知を図る ・県庁フードドライブの実施、連携フードドライブの 実施 ・その他 引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトや三方よし フードエコ推奨店検索サイト、イベント出展、出 座等により、県民や事業者に対する普及啓発、情報提 供を実施	循環社課 環進 保) 係)

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
1		県民や事業者等による食品ロス削減の実践取組が 促進されるよう、食品ロス削減のための先進的な取 組について表彰を行うとともに、全国の優良事例を 収集し、様々な機会を捉えて、幅広い世代に向けて 情報を提供・発信します。	を認知して削減に取り組む	・食品ロス削減優良取組表彰(R2~) 食品ロス削減に関する特に優れた取組を行っている県民や事業者、 団体を表彰(R5年度受賞者:3者) ・取組事例の収集、周知 事業者や団体等による食品ロス削減取組事例を収集し、HPに掲載 ・県職員による率先行動の促進(H28.7~) 食品ロス削減のために実施すべき行動(3010運動等)を全庁的に周 切し、県職員の率先行動を促進 ・県HPによる広報(H28.7~) 推奨店制度や食品ロス削減レシピの紹介、食べきりの推進やフード バンク情報等の周知、食品ロス削減に取り組む店を紹介する動画の公 開、先進事例の紹介 等 【再掲】 ・出前講座(H29~) 食品ロスをはじめとするごみの3 R推進に向けて、各地域におい て、ごみの現状、ごみを減らすために必要な取組などを講義、啓発、 紹介(R5年度:2回実施)【再掲】	•	  ・県職員による率先行動の促進	循環社会 推進課源 (資推進 係)
1	']	食品の生産から消費に至る一連の過程における食品口ス削減の効果的な推進を図るため、事業活動における食品口スの未然防止等の取組に対する各種支援を行うとともに、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、事業者の取組に対する消費者の理解の促進に努めます。	食品ロス削減 を認知して削 減に取り組む 消費者の割 合:80%以上	・多様な主体による種々の取組を支援する取組、施策の検討【再掲】 ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で食品ロス削減の取組事例を掲載 ・県内においてプラスチックごみや食品ロス削減に積極的に取り組む 事業所等の取組事例集の作成	0		循環社会 推進課 (資推進 環推進 係)
1	食品ロスの 発生量等の 実態把握 2	食品ロス削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本県における食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努めます。		・県内食品ロス発生量推計(R2)を算出 〈家庭系食品ロス量 2.5万t 事業系食品ロス量(多量排出事業者) 11,651t> ・機会を捉え、市町における食品ロス削減推進計画の策定による組成 調査等の実施の促進に努めた。	©	・・引き続き県内食品ロス発生量推計を計測を実施 ・・市町の食品ロス削減推進計画策定の促進	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
1	3	食品ロスを自分の問題として捉えられるよう、食品ロスの見える化を図るとともに、県民等の意識や取組の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査を推進します。		・県民の食品ロスに対する意識の実態把握調査の実施 <食品ロス問題の認知度 80.3% 食品ロス削減の取組を実践している 消費者の割合 78.4%> ・県IPにおいて、食品ロスダイアリーなどの管理ツールの紹介、利用 促進による家庭等における食品ロスの削減の見える化、県民の意識の 向上を図った。	©		循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)

<b>番</b>			第5章	「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
	を有	江祖の	ものである らも有意義	ンク活動は、食品ロスの削減に直 ほか、生活困窮者への支援などの な取組であることから、県民に対 ク活動への理解を促進します。	観点か	・県民の食品ロスに対する意識の実態把握調査の実施 <フードバンクについての認知度 47.4%> ・県庁フードドライブの実施(R1.9~)	0	・県民の食品ロスに対する意識の実態把握調査の評価・県庁フードドライブの継続実施	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
	15		とができる 必要な食べ これを提供	業者等から、未利用食品等まだ食 食品の提供を受け、貧困、災害等 物を十分に入手することができな するための活動が円滑に行われる の連携の強化を図ります。	により い者に	食品ロス削減に向けた取組の一環として、本庁および地方機関でフードドライブを実施(R5年度:3回実施)【再掲】 ・市町、事業者、団体等の多様な主体との連携による未利用食品の有効活用の仕組みづくりの検討(連携フードドライブやその実施の促進に資するマニュアルの作成について検討) ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で県内各地のフードドライブおよびフードバンクポスト等に関する情報提供を実施		・フードドライブ実施に資するマニュアルの作成等と併せて、市町、事業者、団体等との連携フードドライブを行い、地域における未利用食品活用の仕組みづくりの構築を促進する。 ・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。	循環社会 推進課 (環推進 係)
	棄物	<u>E</u>	するため、	おいて災害廃棄物処理計画の策定 市町職員を対象とした勉強会の開 た研修会への参加を促すなどの支	催や有   物処理計画の   策定率:100%	・令和5年度時点において災害廃棄物処理計画未策定の市町(1市町)へ策定に向けて個別に相談に応じ、必要な資料の提供や技術的助言を行った。	0	・引き続き、災害廃棄物処理計画未策定市町に、策定 方法のアドバイスや必要な情報の提供を行う。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
	場候	<b>NUX</b> 1反	め、仮置場 候補地選定	る早期の仮置場候補地の選定に資 候補地の選定状況を把握するとと を行った市町の先進事例の共有や 踏まえた県有地等に係る必要な調	もに、 個別市	・県内市町による仮置場候補地の選定状況を調査した。 ・市町の要望を受け、国有地・県有地の使用可能性調査を実施すると ともに、国有地の現地調査を2か所実施した。	0	・引き続き、市町による仮置場候補地の選定状況を把握するとともに、市町からの要望を踏まえた県有地等の調整を行う。	循環社会 推進課 (資推進 環推進 係)
	との よる 18 <b>棄</b> 物	別処理体	能力や連携練を行うと	時における本県の災害廃棄物処理 体制の向上を図るため、引き続き ともに、これまでの実施結果を踏 しつつ、効果的・効率的な実施を	図上訓 まえ、	・災害廃棄物仮置場設置運営現地訓練を開催し、県、市町、協定締結 団体等の連携を強化した。(11月)。 ・災害時におけるし尿等の収集運搬の円滑な情報共有、役割分担、支 援調整を図るための手引きを取りまとめた。 ・環境省主催の研修会へ市町職員の参加を促した。(研修会4回、情 報伝達訓練1回)	0	・引き続き研修会および訓練を行う。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
	19		広域処理体 「大規模災	害発生時に備え、平時から県域を 制を確保するため、引き続き、国 害発生時廃棄物対策ブロック協議 部)」に参画するなど、国や他府 ります。	主催の 会(近	・県域を越えた広域的な連携体制の構築に向けて、国の地域ブロック協議会(近畿・中部)における広域連携計画の検討や研修・訓練等に参画した(近畿9回・中部3回)。	0	・引き続き地域ブロック協議会における県域を越えた 広域的な連携体制の構築に向けた取組に参画する。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
	廃棄 20 計画	107兄世	おける有識 を踏まえ、	や「滋賀県災害廃棄物対策検討会 者等からの助言、図上訓練の実施 必要に応じて、滋賀県災害廃棄物 ニュアルを見直します。	結果等	・し尿発生量の想定の見直しを行うとともに、県内事業者団体との新 たな協定締結を踏まえ、滋賀県災害廃棄物処理計画の改定を行った。	0	・市町の災害廃棄物処理計画の策定状況等を踏まえ て、見直しを検討していく。	循環社会 推進課 (資推進 環推進 係)

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
2	リデュース   の推進に係   る普及啓発	市町や事業者、県民団体等と連携し、協議会において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施するほか、県と市町が連携しながら、家庭での減量化取組事例の紹介を行うなど県民が身近に感じられるごみ減量の実践に向けた普及啓発を実施します。		・番号1~5、9~11と同じ ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で、家庭等で実施できるごみの減量・資源化のアイデアを情報提供	0	・番号1~5、9~11と同じ ・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトにより情報 提供を行う。	循環社会 推進課 (資推進 環推進 係)
2	2	県内市町のリデュース施策の取組状況やごみ処理 有料化を含めた取組事例などの情報提供や助言を通 じて、市町におけるリデュース施策を支援します。		・各市町の食品ロス対策の取組事例を把握のうえ情報提供 ・県内のごみ排出量やごみ処理有料化状況をはじめ、統計データ等を まとめた「滋賀県の廃棄物」を作成のうえ情報提供 ・市町の取組について、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)に掲載	©		循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
2	リユースの 推進 }	市町が行うリユース品の交換等を促進する取組に係る情報や民間団体等が開催するフリーマーケットの開催情報等を県民等に情報提供することにより、多様な主体が取り組む様々なリユースの取組を促進します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で、フリーマーケット開催情報や市町主体のリユース品交換の情報を掲載	0		循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
2	4	市町と連携しながら、ウェブサイト等でリユース ショップや修理取扱店の情報提供を実施します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で、リユースショップや修理取扱店の情報を掲載(R6.3現在 54件)	0		循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
2	5	県民等によるリュース品の積極的な利用促進を図るため、市町と連携しながら、県民等に対してリュースの重要性や身近な実践事例等を周知するなどリュース推進に係る普及啓発を実施します。		・番号23、24と同じ	©	・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
2	5	市町と連携しながら、物を廃棄せず修理(リペア)しながら再使用することを促すため、県民等に対して普及啓発を実施します。		・番号23、24と同じ	0		循環社会 推進課 (資推進 環推進 係)
2	7	県内市町のリユース施策の取組状況や他県等の先進事例などの情報提供を実施するほか、国が作成した「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」に基づく助言等を通じて市町におけるリユース施策を支援します。		・市町のリユースに関する取組について、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)に掲載	0	提供を行う。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
2	リサイクル に係る普及 啓発	市町と連携しながら、家庭および事業所から排出される一般廃棄物における紙ごみ等の資源ごみの再生利用を進めるため、分別の徹底について県民への普及啓発を実施します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、紙ごみをはじめとする資源ごみの分別の徹底に係る情報を掲載	0	提供を行う。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
2		行政回収や集団回収のほかに、協議会等と連携 し、その利便性等から資源回収の一つのルートとし て定着しつつある店頭回収における資源回収状況を 把握するとともに、回収システムおよび実施店舗に 係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、資源物の店頭回収を実施する店舗の情報を掲載※121店舗の回収品目等を掲載(R6.5現在)	0		循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
3		県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油など の資源回収の取組状況他県等の先進事例などの情報 提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援 します。		・市町のリサイクルに関する取組について、ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)に掲載	0	提供を行う。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)

番号		第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
		容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。					以下の関 係課
(1)	1	容器包装リサイクル法関係		・ごみ減量・資源化情報サイトの容器包装リサイクル制度に関するQAのページで情報提供を実施	0	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。	環推進 係) ※容リ法
3	2	家電リサイクル法関係		・ごみ減量・資源化情報サイトの家電リサイクル制度に関するQAの ページで情報提供を実施	0	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。	循環社会 推進課 (資推進 係)家電
3	3	建設リサイクル法関係		・建築部局、労基署と合同パトロール(立入指導:93件)を実施し、 適正な処理について必要な指導等を行った。	0	・引き続き、建築部局や労基署と合同パトロールを行い、適正処理について指導等を行う。	循環社会 推進課(監 視取締係)
3	4	建設リサイクル法関係		・建設リサイクル法第10条に基づき届出を受理。 R5年度:4130件(法第11条に基づく通知を含む。) ・全国一斉パトロール R05年度:6・10月に各1回実施。 ・県HPに建設リサイクル法に係るページを開設し、法の概要や関連する情報を掲載。	©	・今後も適正に届出の受理を行う。 ・関係者への情報提供や県HP等による情報提供を行う。	建築課建 築指導室 ※建リ法
3	5	食品リサイクル法関係		・県内を所在地とする食品関連事業者について、食品リサイクル法第 19条第1項あるいは第20条第1項の規定に基づき再生利用事業計画が認 定された場合などに、国(厚生労働大臣、農政水産大臣、経済産業大 臣、環境大臣の連名)から県に対し、認定内容の通知および管轄市町 への周知依頼があることから、同内容を管轄市町に通知	0	・引き続き、国からの依頼に基づき、適切に対処する。	みらいの 農業振興 課 ※食リ法
3	6	小型家電リサイクル法関係		・県HP内「ごみ減量・資源化情報サイト」の小型家電の回収に関する ページにおいて、制度の周知等を行った。		・県内で全市町が回収に取り組んでいるが、回収量が 少ない市町もあるため、引き続き市町と連携して県民 へのさらなる啓発等を行う。	循環社会 推進課 (管理調 整係) ※小型家 電
3	7	自動車リサイクル法関係		・自動車リサイクル法に基づく許可業者に対し、3年間で全事業場(全 47施設)に立入検査することを計画し、今年度はそのうち15施設に立 入し必要な指導等を行った。	0	・関連団体の協議会へのオブザーバー参加を行い、法律の周知啓発を行う。 ・引き続き許可業者への立入検査を行い、適正な処理について必要な指導等を行う。	循環社会 推進課 (指導 係) ※自リ法

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
3	小型家電 サイクル 8 度に係る 及啓発等	制 使用済小型家電の回収を実施する市町による取組 普 を支援するため、制度の目的や回収方法等について	Į.	・県IP内「ごみ減量・資源化情報サイト」の小型家電の回収に関する ページにおいて、制度の周知等を行った。	0	・県内全市町が回収に取り組んでおり年々回収量も増加しているが、一人当たりの回収量について市町により差が生じている。そのため、機会を捉えて市町に対して一層の啓発を図る。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
3	9	市町と連携しながら、小型家電製品や家電製品などの不用品回収業者について、県民に向けて注意時起に努めるとともに、県および市町で情報交換を行います。	Į.	・県HP内「ごみ減量・資源化情報サイト」において、不用品回収業者 に対する注意喚起を行った。	0	・引き続き、県W「ごみ減量・資源化情報サイト」に おいて、不用品回収業者に対する注意喚起を行う。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
4	グ 八 の る 減 0	îä		・補助金交付により、滋賀グリーン活動ネットワークの活動を支援 【SGN会員数】436団体(R6.5 現在) ※444団体(R5.5) ・同団体と連携し、6月にグリーン購入に係るパネル展示を実施 ・10月~1月にかけて、県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る啓発キャンペーンを実施 【参加者】16事業者(134店舗)、7団体、県および19市町 ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」(県HP)で、マイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装の軽減、食品ロスの削減等に係る普及啓発・情報提供を実施 ・大津合同庁舎に設置の看板で、グリーン購入に係る普及啓発を実施	©	・引き続き、同団体よるグリーン購入普及に係る取組を促進し、同団体と連携したごみ減量等の取組を推進する。 ・引き続き、キャンペーンやごみ減量・資源化情報サイト等による普及啓発等を行う。	循環社会 推進課 (資推進 係)
4	1	県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン腓 入基本方針」に基づき、容器や包装ができるだけ少ないものやリサイクル製品等などの購入に引き続き 努めます。		・国の方針の改定を受けて「滋賀県グリーン購入基本方針」改定し、 判断基準等の見直しを実施 ・各所属で「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づいた物品等を調達 ・グリーン購入実績: (物品)調達率 94.55% (R4) ⇒ 95.16% (R5.11末) (太陽光発電システム)100% (R5.11末) ・庁内放送や会計管理局による職員向け研修により同基本方針に基づ いた調達を推進	©	・引き続き、同基本方針に基づいた調達を推進する。	循環社会 推進課 (資推進 係)
4	産業廃棄 の発生抑 等に係る 究開発等 2 支援	・ 産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発は 研りよび施設設備の整備を行う県内事業者等を支援する	; ;	・令和5年度の採択補助事業は、以下の2件であった <sup>※</sup> 。 ・研究開発事業:産業廃棄物を土木・建築資材等として製品化する ための研究開発 ・施設整備事業:使用済みプラスチック系緩衝材の減容/減量/再製 品化のための減容機の導入 ※研究開発事業は最終的に取り下げ。	©	・引き続き、県W等で情報発信を行うことにより産業 廃棄物3R・循環経済促進事業を積極的に募集し、事 業者の取組を支援する。 ※「産業廃棄物減量化支援事業」はR5.4月より「産 業廃棄物3R・循環経済促進事業」に改訂。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
4	3	再生利用の向上および最終処分量の削減を図るため、ICT技術等を活用し、廃棄物の分別やリサイクル体制の高度化に取り組む事業者に対し、新たな支援を検討します。		・ICT技術等活用に寄与する支援について、他府県等における事例収集を行った。 ・産業廃棄物3R・循環経済促進事業の改訂について検討。	0	・産業廃棄物3R・循環経済促進事業を実施しつつ、 引き続き国や他府県等の情報収集を行い、必要に応じ て事業の見直しを行う。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)

番号		項目	第5章	「施策の方向性」	」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
,	多 分 分 分 分 分	多業産業理会 量排に発生を を を は は ま を は ま き き き き き き き き き き き き き き き き き き	定を指導している。 また、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	出事業者に対して産業 い、また、処理計画で 計をウェブサイトで 業者による発生抑制 らいな取組を促 また、提出された処 きをもとに、排出量の 引等の分析を行い、 の知を支援します。	」・再生利用・適正処 理計画書および実施 対推移や業種別の排出		・廃掃法第12条第9項および第10項(普通産廃)・第12条の2第10項 および第11項(特管産廃)に基づき、年間1,000トン以上の産廃を排出 する事業者(特別管理産廃は年間50トン以上)に対し、計画策定指導 を実施し、計画および実施状況報告書をHPで公表することで、多量排 出事業者による自主的な産廃の発生抑制、再生利用等の取組を促進。 ※計画書提出:普通産廃 286事業者/特管産廃 83事業者 ※計画書および報告書を県HP(循環社会推進課HP)に掲載	©	・引き続き、計画策定指導を行うとともに、計画書および報告書のHP掲載を行う。	循環社会 推進課 (環推 係)
4	Ī	非出事業者 こ対する普 及啓発	業廃棄物の	等物の排出事業者に対 体等が開催する講習会 り自主的な減量化の取 発生抑制に係る普及	けして、ウェブサイト 等の機会を通じて産 組の先進事例を紹介 啓発を実施します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、関係法令や制度の紹介等を行うほか、産業廃棄物処理の状況や制度、県補助金(産業廃棄物3R・循環経済促進事業)、排出事業者・中間処理業者の優良事例等の情報提供を実施。	0	・引き続き、左記の情報を充実させながら情報提供・ 普及啓発を行う。	循環社会 推進課 (資推進 係)
,	4	兹賀県リサイクル認定 製品の利用 足進	サイクル集	具リサイクル認定製品 製品の充実を引き続き と進めます。	」の認定により、リ 進め、リサイクル産		・リサイクル製品の認定数は、令和4年度の186製品から令和5年度は 176製品に減少。 ※令和6年4月現在は169製品(コンクリート系建設資材120製品、そ の他建設資材40製品、造園・緑化資材7製品、生活用品等2製品)	0	・引き続き制度や認定製品について、より効果的な周知方法を検討し、リサイクル認定製品の利用の促進を図る。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
,	47		して使用しす。また、ための技術県民およる	をまたは事業を行う際い、または購入するようには関うできまたは関うできまた。 市町に対して認定製物的助言および情報提が県内の事業者に対したれるよう情報提供を	品の利用を促進する 供を実施するほか、 ても、認定製品の利		・県HPへ掲載、パンフレット作成・配布等により、制度や認定製品の周知を実施。 ・県庁内の建設部門、物品入札部門等に制度および製品を周知した。	0	・制度や認定製品について、より効果的な周知方法を 検討し、リサイクル認定製品の利用の促進を図る。 ・県関係部署や市町等に対する、公共工事等における リサイクル製品の利用促進に向けた情報提供を図る。	循環社会 推進課 (資推進 係)
	Ī	各種リサイクル法の適正な運用 (産業廃棄物)	リサイクル クル法、自基づく資源	レ法、食品リサイクル 目動車リサイクル法の 原化等の取組が進めら 所管する関係法令に	各種リサイクル法に					以下の関 係課
	48		容器包装り	リサイクル法関係			・番号31に含む	0	・番号31に含む	循環社会 推進資課 (環推 係) (容 (深容 (深容 (別法)
,	49		家電リサイ	「クル法関係			・番号32に含む	0	・番号32に含む	循環社会 推進課 (環推進 係) (※) (※) (※)
!	50		建設リサイ	(クル法関係			・番号33に含む	0	・番号33に含む	循環社会 推進課(監 視取締係)
!	51		建設リサイ	′ クル法関係			・番号34に含む	0	・番号34に含む	建築課建 築指導室 ※建リ法
!	52		食品リサイ	「クル法関係			・番号35に含む 9	0	・番号35に含む	みらいの 農業振興 課 ※食り法

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
Ĺ	53	小型家電リサイクル法関係		・番号36に含む	0	・番号36に含む	循環社会 推進課 (整係) ※小型家 電
į	54	自動車リサイクル法関係		・番号37に含む	0	・番号37に含む	循環社会 推進課 (指導 係) ※自リ法
į	55	食品関連事業者等において食品廃棄物の資源化等の取組が行われるよう、食品リサイクル法や国が開催する食品リサイクルに係るセミナー等の情報提供を実施します。		・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、法の 仕組みや国による食品リサイクル関連の支援措置等に係る情報を掲載 ・国による食品リサイクルの取組やセミナー等にかかる情報を市町や 関係団体等に周知 ・県関係部局との情報交換を通じて庁内連携を推進	©	・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイトにより情報 提供を行う。 ・引き続き、関係者との情報交換を行う。	みらいの 農業振興 課 ※食リ法
í	56	産業廃棄物のリサイクルを推進するため、優良事例の紹介やリサイクル技術などの情報提供等により、排出事業者および中間処理業者によるリサイクルを促進します。		・県HPで、関係法令や制度の紹介等を行うほか、産業廃棄物処理の 状況や制度、県補助金(産業廃棄物3R・循環経済促進事業)、排出事 業者・中間処理業者の優良事例などの情報提供を実施。	0	・引き続き、県HPにより情報提供を行うとともに、 事業者の取組の優良事例の掲載事例の増加を図る。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
ĺ	一般廃棄物 処理施設の 整備等	一般廃棄物の適正処理に必要な体制を確保するため、循環型社会形成推進地域計画の策定等に係る技術的助言や一般廃棄物処理施設の技術動向などの情報提供を実施するほか、施設整備に必要な財政措置を国に要請するなど、市町や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の新設や更新などの施設整備を支援します。		・循環型社会形成推進地域計画の策定に係る技術的助言および情報提供を実施(地域計画の提出:9地域) ・市町・一部事務組合の焼却施設は13施設(稼働中11、休止中2)あり、老朽化している施設について、更新(建替)・改修予定。 ・今後、湖北地域、湖東地域、東近江地域、高島地域、栗東市で新施設建設を予定。	0	・引き続き計画策定に係る技術的助言を実施するな ど、市町および一部事務組合の支援を行う。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
í	58	市町や一部事務組合が一般廃棄物処理施設の新設や更新を行う際に、施設整備の進捗状況にあわせて助言や情報提供を実施し、効率の高いごみ発電や熱利用の導入や地域の防災拠点となり得る施設整備を促進します。		・施設整備の進捗状況にあわせ、市町へ循環交付金に係る指導・助言 や情報提供を実施。	0	・引き続き施設の新設・更新の際には、助言や情報提 供を実施する。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
ί	59	県と関係市町等は、県内の一般廃棄物処理施設を通じた温室効果ガスの削減や大規模災害への処理体制の構築に資するため、現在の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、中長期的な視点で今後の処理施設の在り方について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で情報交換し、検討を行います。		・番号8と同じ(一般廃棄物全般に読み替え)	0	・番号8と同じ(一般廃棄物全般に読み替え)	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)
(	一般廃棄物 処理施設の 監視指導	廃棄物処理法等に基づき、処理施設に対する立入 検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置 に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎま す。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速か つ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の 拡大や再発の防止を徹底します。	設や産廃処分 業者への立入 検査実施率:	・一般廃棄物処理施設設置者に対する立入検査を全施設実施した。 ・施設の構造基準や維持管理基準への適合状況を確認し、適合しない 場合には、指導票等により改善を指導している。 <県の取組目標の達成状況> ・一般廃棄物処理施設への立入検査実施率:100% (立入検査98施設/全98施設(休止施設は対象外))		・引き続き、処理施設設置者に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぐ。	循環社会 推進課 (指導 係)
(	公共関与に よる最終処 分場の確保	一般廃棄物の適正な最終処分が行われるよう、引き続き関係府県や市町との連携のもとに大阪湾フェニックス事業に関与します。		・大阪湾フェニックス事業について、管理委員会委員、理事等として、各種会議等に参画し、また、第3期事業に向けて各市町・6府県と調整を行うなど、運営に関与。	0	・大阪湾フェニックス事業について、引き続き運営に 関与していく。	循環社会 推進課 (管理調 整係)

番号		第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
4	水銀廃棄物 等の適正処 理 2	水銀使用製品廃棄物(電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等)をはじめとする水銀廃棄物や処理困難物の回収等の適正処理を進めるため、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、研修会を実施するとともに、県と関係市町、 一部事務組合で情報提供や意見交換を行います。		・市町が設置するごみ焼却施設への立入検査において、水銀大気排出規制への対応を確認した。 ・廃棄物適正管理協議会ごみ処理部会において、処理困難物について市町等に情報提供を行った。	0	・引き続き市町等で適切な対応がとられるよう必要に 応じて情報提供等を行う。	帽推(係 循推道 環進 環進 で で で で で で で で で で で で で
(	汚水処理施 設整備構想 に基づく汚 水処理施設 の整備等	生活排水の適正処理を図るため、「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づく計画的な下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を市町等と連携しながら引き続き進めます。		「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」を策定・公表(H29.3) <上記構想の目標> 汚水処理人口普及率:99.8%(H37末(R7末)) ・令和5年度末の汚水処理人口普及率:99.2%(R6.5時点最新データ)	0	・引き続き目標達成のため、市町において進捗管理を 実施し、県において点検を行う。	下水道課
1	合併処理浄 化槽への転 換・老朽化 対策・適正	単独処理浄化槽および汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を推進するため、市町に対して国の交付金を活用しつつ支援を行います。		・市町が国の交付金により実施する浄化槽設置整備事業に対して、県 費交付金による補助を行った。 設置基数:80基 補助金額:11,156千円	0	・引き続き、市町への補助を行う。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
1	で維持管理 等の推進 5	老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築を推進するため、市町に対して支援を行えるよう、国に対して要望を行います。		・合併処理浄化槽の更新・改築を循環交付金の交付対象に追加することについては、引き続き全国団体を通じて要望。	0	・令和3年に国の交付要綱が改正され、長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業等が補助対象になったことから、市町に対しても当該事業の推進を促していくこととし、更新・改築を循環交付金の交付対象に追加することについては、引き続き全国団体を通じて要望をしていく。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
	6	市町や関係団体と連携して、浄化槽の適正な維持 管理を推進します。		・県、市町、指定検査機関、業界団体の4者で浄化槽法に基づく協議 会である滋賀県浄化槽適正処理促進協議会を設置するとともに、同協 議会に実務者レベルで構成する作業部会を設け、浄化槽の適正な維持 管理を推進するための協議を行った。	©	・引き続き、協議会および作業部会において適正な維 持管理の推進のため協議を行う。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
4	し尿処理施 設の適正な 運用 7	し尿処理施設について、計画的に施設の更新等が 行われるよう市町や一部事務組合に対し技術的な助 言等を行います。また、し尿処理施設の適正な運用 について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、 県と関係市町、一部事務組合で情報交換し、検討を 行います。		・番号8、57と同じ	0	番号8、57と同じ	循環社会 推進課 (係環 循環 係 係 係 係
. 1	散在性ごみ対策	市町、企業および県民等と連携しながら、「環境 美化の日」の活動をはじめとする環境美化活動につ いて若い世代の参加等も働きかけながらさらに推進 します。	環境美化の日 を基準とした 環境美化運動 参加者数:120	・番号7を含む 県民、企業、各種団体および市町と連携し、滋賀県ごみの散乱防止に 関する条例で定められている5月30日、7月1日、12月1日の「環境 美化の日」を基準日とした環境美化運動を県内各地で展開(参加人 数:197,019人 ごみの回収量:855ト)) ・県内大学に対し「環境美化の日」の環境美化活動の情報を提供し、 学内への周知を依頼(県内14大学) ・県主催の環境美化の日を基準とした環境美化活動に関する専用 ページを県ホームページ上に開設し、SNSやしらしがメールで周知 ・美しく住みよい郷土をつくることを目的とする「美しい湖国をつく る会」に補助金を交付(370万円) <取組目標の達成状況> ・環境美化の日を基準とした環境美化運動参加者数:564,142人(R3~5)	0	・環境美化の取組をより多くの方の協力を得て盛り上 げていくため、環境美化活動等に関する情報を若年層 を中心に、SNS、HP等の情報ツールを活用し、より一層 発信していく。 ・引き続き、美しい湖国をつくる会等と連携し、ボラ ンティアによる環境美化活動を支援する。	推進課 / 答理: 国
	9	淡海エコフォスター制度等の地域主体の環境保全 活動を引き続き推進します。		・淡海エコフォスター活動団体数347団体(令和6年3月末時点) ・淡海エコフォスター登録団体のうち希望する団体について、県で一 括してボランティア保険に加入 (75団体延べ11, 234人)	0		循環社会 推進課 (管理調 整係)

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
7	0	環境美化監視員による散在性ごみの未然防止に向けた巡回・監視・啓発を引き続き実施し、市町等と情報の共有を行います。		・各環境事務所および循環社会推進課に環境美化監視員を配置(計7名)し、ポイ捨て防止のための巡回・監視・啓発活動を実施(各管内年間72日) ・散在性ごみについてのアンケート調査をしがネット受付サービスにより常時実施	0	・引き続き、問題が顕在化しやすい場所(交通量が多い道路、夏季の湖岸・河川敷、コンビニ周辺、乗降者が多い駅・バス停周辺等)に重点を置き、巡回・監視・啓発活動を実施する。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
7	1	より実態に即した状況を把握するため、定点観測 調査の観測地点・方法等を検討し、見直します。		・令和3年度に実施した事前調査をもとに見直した観測地点で、定点 観測調査を実施した。	0	・随時、観測地点・方法等の見直しを行う。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
7	2	県民および本県来訪者に対して、県の取組をHPや各種メディア、SNS等を活用し広く周知するとともに、環境美化監視員による街頭でのごみのポイ捨て防止の啓発を行います。		・県主催の環境美化の日を基準日とした環境美化活動に関する専用ページを県ホームページ上に開設し、SNSやしらしがメール等で周知・各環境事務所および循環社会推進課に環境美化監視員を配置(計7名)し、ポイ捨て防止のための巡回・監視・啓発活動を実施(各管内年間72日)・啓発用ポケットティッシュを作成し(16,000個)、県内道の駅、高速道路SAIに設置	©	・引き続き、多様な媒体で周知するとともに、県民および本県来訪者が多く訪れる場所に重点を置き、啓発資材の配布や環境美化監視員による啓発活動に取り組む。	循環社会 推進課 (管理調 整係)
7	産廃排出事業者に対する指導・普3及啓発等	排出事業者の工場や事業場等への立入調査による 指導・監督を行うほか、排出事業者を対象とした講 習会の開催や情報提供を通して適正処理を徹底しま す。		・排出事業者等団体が開催する研修会において、講師として廃棄物処理法の内容を周知した。また、排出事業者等団体に対して、廃棄物処理法の改正内容等について周知を依頼した。 ・水濁法や大防法等にかかる環境事務所の工場立入において、廃棄物の適正処理についての指導も行った。	0	・引き続き、排出事業者に対して指導や効果的な啓発 等を行い、適正処理の推進を図る。	循環社会 推進課 (指導 係)
7	産業廃棄物 処理施設 が 変物 のの 者等 者等 4 導等	廃棄物処理法や要綱等に基づき、処理施設の設置や処理業の開始にあたっての事前協議や処理施設に対する立入検査を行うなど適切に指導・監督を行うことで、処理施設設置や処理業開始に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎ、安全で信頼性の高い産業廃棄物の適正処理を推進します。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。		・産業廃棄物処理施設設置者および処理業者に対する立入検査を実施。 ・書類や施設で不備事項があった場合には、指導票等により改善指導を実施。 <県の取組目標の達成状況> ・産廃処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率:100% (立入検査417施設/全417施設(休止施設は対象外))	9	・引き続き、処理施設設置者および処理業者に対する 立入検査等の指導・監督により、処理施設設置等に起 因する生活環境保全上の支障を未然に防止し、産業廃 棄物の適正処理を推進する。	循環社会 推進課 (指導 係)
7	5	優良産廃処理業者認定制度について令和2年10月 に国で開始された手続きの合理化の支援制度等の情 報を含めた広報や同制度により認定された産廃処理 業者について周知を行うとともに、講習会の開催等 を通じて優良な産廃処理業者を育成します。	業者認定数:	・産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を産業資源循環協会に委託して開催し、優良産廃処理業者認定制度について周知を行った。 <取組目標の達成状況> ・優良産廃処理業者 認定数 221件 (R6.3末時点)	0	・引き続き、産業廃棄物処理業者を対象とした講習会 を開催し、優良な産廃処理業者の育成に努める。	循環社会 推進課 (指導 係)

番号			第5章	「施策の方向性」	記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×:未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
	物の期間		高濃度PC づく改善命 期限である	が終了した後も処理さ B廃棄物については、 令や代執行を実施の」 令もの3年度末までに、 廃棄物の処分を完了さ	PCB特措法に基 上、計画的処理完了 県内のすべての高		JESCOによる高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限は令和3年度末までであったが、事業終了準備期間を活用して処理が継続されることとなった。これを受けて、新たに発見されてきた高濃度PCB廃棄物については、事業名に対し処理指導を実施し、JESCOの受け入れ期限までに全て処理させることができた。しかしながら、JESCOが受け入れを締め切ったのちにも散発的に新規に発見された物があったため、適宜情報を把握するとともに適正保管を指導している。	0	JESCOの受け入れ期限後に新規発見された高濃度PCB廃棄物については、届出の提出や適正保管の指導を継続しつつ、情報集約を進める。環境省から新たな処理方針が示された場合は、保管事業者に指導し、適正処理を進める。	循環社会 推進課 (指導 係)
•	17		令和8年度 続き、PC ていないP	CB廃棄物については 末までに処理を完了さ B特措法に基づく保 CB廃棄物等の掘りま 正処理に向けた指導や	させるために、引き 管等の届出が行われ 起こしを実施すると		低濃度PCB廃棄物の保管事業者等に対し、計画的な処理に向けた指導を行った。 また、令和4年度に引き続き、保有状況が不明である事業者等に対し、再度の掘り起こし調査を実施した。このほかにも、電気保安関連団体の協力を得るなどして、PCB含有電気工作物を保有している可能性のある事業者に対する周知を実施。	0	低濃度PCB廃棄物の保有事業場等に対して、計画的な 処理に向けた指導を行う。 また、掘り起こし調査対象事業者に対しては、個別 のフォローアップを行うとともに、調査の結果含有不 明物を保有していることが判明した事業者に対しても 周知を兼ねて届出提出を依頼する。	循環社会 推進課 (指導 係)
,	78			保有する低濃度PCE られるよう、庁内での			県機関が実施する、保有機器等に係る低濃度PCB含有確認調査について、助言や現場確認等により支援した。 また、各保管所属の処理状況や処理の予定を把握するとともに、必要に応じて適正処理等に関する助言等により支援した。	0	県機関が実施する、保有機器等に係る低濃度PCB含有確認調査について、説明会の開催や、個別の助言や現場確認等により支援する。 また、各保管所属の処理状況や処理の予定をより詳細に把握するとともに、必要に応じて適正処理等に関する助言等により支援する。	
,	第一章 水銀	ボード、	サイクル法 間における	廃棄物、廃石膏ボート 所管部署とも連携しな 合同パトロールなどに 係る指導を徹底します	ながら、取組強調月 こより、引き続き適		・建築部局、労基署との合同パトロール(立入指導:93件)実施の際に、建物の解体時の石綿含有廃棄物、廃石膏ボードの適正な処理についても、確認し適切な指導を行った。	0	・引き続き、建設リサイクル法を所管する建築部局、 労基署と連携し、合同パトロールの実施時に、建物の 解体時の石綿含有廃棄物、廃石膏ボードの適正処理に ついての指導を行う。	循環社会 推進課(監 視取締係)
;	理 理			物の水銀廃棄物についれる処理基準の徹底等 す。			・排出事業者および処理業者団体が実施する研修会において、水銀廃棄物に関する改正事項やガイドラインの内容についての説明を実施した。(滋賀県環境保全協会、滋賀県産業資源循環協会)		・今後も、水銀廃棄物に関する処理基準等の動向に留 意し、研修の機会や立入検査において適正処理の指導 等を行う。	循環社会 推進課 (指導 係)
;		可性	に基づき、	における産業廃棄物員 先端的なリサイクル等 より産業廃棄物の最終 す。	等を行う事業者を支		・番号43と同じ。	0	・番号43と同じ。	循環社会 推進課 (資源循 環推進係 係)
;	32		め、ICT クル体制の	の向上および最終処分 技術等を活用し、廃 高度化に取り組む事 します。<再掲>	棄物の分別やリサイ		・番号43と同じ。	0	・番号43と同じ。	循環社会 推進課 (資源循 環推進 係)

番号		第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
8	電子マニ フェストの 普及 3	電子マニフェストの普及拡大に向け、排出事業 者・収集運搬業者・処理業者に対して研修の機会を 利用するなどし、働きかけを行い、更なる普及を進 めます。		<ul><li>・産業資源循環協会等を通じたセミナーへの参加働きかけ</li><li>・業界団体へ電子マニフェスト利用促進働きかけ</li><li>・県関係機関へ電子マニフェスト導入説明文書を送付</li><li>&lt;加入事業者数&gt;</li><li>R5.3末時点 3,202者→R6.3末時点 2,937者</li></ul>	0	・環境省等が実施する電子マニフェスト導入説明会等への参加働きかけを行う。 ・業界団体へ電子マニフェストの利用促進のための働きかけを行う。 ・県関係機関へ電子マニフェスト導入のための働きかけを行う。	循環社会 推進課 (監視取 締係・指 導係)
\$	不法投棄対策等	警察、市町等の関係機関や近隣府県市と連携し、 監視パトロールや不法投棄通報110番、不適正処理 が疑われる箇所へのタブレット端末による迅速な対 応、無人航空機(ドローン)による上空監視、監対 カメラの活用、建設・解体工事現場での啓発・指導 の強化など効果的な監視取締活動により、不法投棄 の未然防止対策や早期発見に引き続き取り組みま す。		・無人航空機(ドローン)による上空からの監視の実施 ・隣接府県(福井県、岐阜県、三重県、京都府、京都市)と連携し、 県境で産業廃棄物運搬車両を対象に共同路上検査を実施 ・10月の不法投棄防止強調月間における不法投棄110番の周知啓発 ・環境事務所における小型監視カメラの活用 ・警察、市町等の関係機関と連携した現場対応	©	・無人航空機(ドローン)による上空からの監視を行う。 ・隣接府県(福井県、岐阜県、三重県、京都府、京都市)と連携し、県境で産業廃棄物運搬車両を対象に共同路上検査を実施する。 ・10月の不法投棄防止月間に不法投棄110番の周知啓発を行う。 ・環境事務所において、監視カメラを活用した監視を行う。 ・警察、市町等の関係機関と連携して現場対応を行う。	循環社会 推進課 (監視取 締係)
\$	5	早期の問題解決を図るために、不法投棄等発生時 に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて 行政処分、告発等厳正な対応を行います。	産業廃棄物不 法投棄等の発 生年度解決 率:85%以上 (計画期間 中)	・令5年度の産業廃棄物不適正処理事案の新規発生件数53件に対して、解決件数は38件で、解決率は71.7%であった。(解決率目標85%以上)・不法投棄事案について、行為者・関係者に対して、現状回復を指導した。	Δ	・産業廃棄物不適正処理事案の新規発生件数の年度内解決率率85%の達成に努める。 ・不法投棄事案について、引き続き、行為者・関係者に対して、現状回復を指導していく。	循環社会 推進課 (監視取 締係)
	16	地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。		・地域住民や事業者等のボランティア等によるパトロール隊を結成し、監視体制を強化した。 <結成数>20	©	・地域住民や事業者等のボランティアによるパトロール隊を結成し、監視を強化する。 ・地域住民等を主体とした地域協働現状回復事業を実施する。	循環社会 推進課 (監視取 締係)
3	7	土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関しても情報収集し、監視を行うなど、土砂条例制定自治体や土地開発関係部署と連携して不適正事案の防止に取り組みます。		・地域ごみ対策会議や監視業務を通じた土砂等による埋立を装った廃棄物の不法投棄に関する情報の把握	©	・引き続き情報収集し、不適正処理事案の防止に努める。	循環社会 推進課 (監視取 締係)
8	旧RDエン ジニアリン グ社最終処 分場問題へ の対応	実施計画に定める目標の達成の確認に向けて、2 年間の水質調査やガス調査を実施します。また、調 査の結果を踏まえて、専門家の助言を受けながら、 必要に応じて追加の調査等を実施します。		 (令和4年度末をもって目標の達成を確認し、終了。)	0	_	最終処分 場特別対 策室
3	9	工事の完了後も水処理を継続するとともに、対策 工の有効性の確認に向けて旧処分場のモニタリング を継続的に実施します。		・旧処分場内の浸透水を汲み上げて水処理施設で処理を行うととも に、対策工の有効性の確認に向け、浸透水や地下水水質等のモニタリ ングを実施した。	©	・引き続き浸透水の水処理を行うとともに、令和7年度末の住民との協定に基づく対策工の有効性の確認に向け、水質等のモニタリングを継続する。	最終処分 場特別対 策室
	0	同様の事案が二度と発生しないよう、この問題の 教訓を踏まえて、処理施設への監視指導の徹底や不 法投棄等の早期発見・早期対応等に取り組みます。		・産業廃棄物処分業者への立入検査を実施し、処理施設への許可品目 以外の廃棄物の持ち込みなど不適正な処分が行われないよう、必要な 指導や助言を行った。	0	・引き続き、産業廃棄物処分業者に対する立入検査等の指導・監督により、処理施設設置等に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止し、産業廃棄物の適正処理を推進する。	循環社会 推進課 (指導 係・監視 取締係)

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
	環境マネジ メントシス テムおよび 県庁率先行	滋賀県庁の環境マネジメントシステムおよび県庁 率先行動計画(CO₂ネットゼロ・オフィス滋賀)		・各部門において、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施した。	0	・引き続き、各部門においてPDCAサイクルに基づく進行管理を行い、システムを適切に運営する。	環境政策 課
	動計画の運用	を引き続き適切に運営し、県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進します。 ※令和4年3月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」を見直し、「CO2ネットゼロに向けた県庁率先行動計画(CO2ネットゼロ・オフィス滋賀)」を策定。	!	・令和4年度取組実績をとりまとめ、庁内会議や各課で選任している COS推進員を通じて、更なる省エネ、省資源の取組を促した。 【令和4年度実績(対平成26年度比)】 ・温室効果ガス排出量 24.6%減 ・エネルギー使用量 2.7%減 ・公用車等燃料使用量 14.8%減 ・用紙購入量 11.1%減 ・11月~2月に各所属で職場研修を実施し、環境行動の自己点検および各所属のCOS取組状況と今後の対策について議論。	0	県庁における温室効果ガス排出量を2030年度までに50%削減(2014年度比)する目標に向け、施設・設備の省エネ化、次世代自動車の導入、太陽光発電設備の導入、購入電力のRE100化等に計画的に取り組んでいく予定。	C02ネット ゼロ推進 課
93	公共施設等 の老朽化対 策	「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき公共施設等の長寿命化対策をはじめとする老朽化対策を推進します。	•	・長期保全計画に基づき、計画的な長寿命化対策を実施。(R5年度は 72施設において長寿命化対策事業を実施見込み)。	0	・長期保全計画に基づく計画的な長寿命化対策の実施。	財政課財産活用推進室
		販路開拓・技術開発の支援や海外展開を図る企業等への支援等を通じて、産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。		【水環境ビジネス】 水環境ビジネスに関するセミナーの開催や国内展示会への出展、さらに海外企業とのビジネスマッチングを国内外で実施した。 【CO₂ネットゼロにつながるイノベーションの創出支援】 CO₂ネットゼロをはじめとする社会的課題の解決につながるイノベーションの創出、新技術・新製品開発、新ビジネスの展開を推進するため、びわ湖環境ビジネスメッセの後継事業として、大手企業・大学と県内企業のオープンイノベーション・ビジネスマッチング「Innovation Ecosystem in Shiga」を年3回実施した。 【CO₂ネットゼロにつながる技術開発の促進】製品の高付加価値化、新産業の創造等を支援するため、県内中小企業者等が行う技術開発に必要な経費の一部を「プロジェクトチャレンジ支援補助金」により助成しているが、「CO₂ネットゼロ枠」を新設することで、CO₂削減につながる技術開発を積極的に支援した。 【県内製造業に対し、CO₂排出量削減取組の支援】 県内製造業に対し、CO₂排出量削減に取り組むそれぞれの段階に応じて適切な支援を行った。	0	【水環境ビジネス】 産学官民連携のプラットフォームである「しが水環境 ビジネス推進フォーラム」の活動を基盤に、県内企業 の海外展開支援を行う。 【CO。ネットゼロにつながる技術開発の促進】 令和5年度と同様に、「プロジェクトチャレンジ支援 補助金」において、「CO。ネットゼロ枠」を設け、CO。 削減につながる技術開発を積極的に支援する。また、 滋賀県内をフィールドに企業等による近未来技術やCO。 ネットゼロに資する技術の社会実装や事業化に向けた 取り組みの経費の一部を助成する「近未来技術等社会 実装推進事業補助金」においても、「CO。ネットゼロ 枠」を設け、CO。削減につながる技術の社会実装を支援 する。 【県内製造業におけるCO。排出量削減取組の支援】 令和5年度と同様に、CO。排出量削減に取り組むそれぞ れの段階に応じて、適切な支援を行う。	ション推進課
	バイオマス の利活用の 推進	「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、林内に 放置されてきた間伐材等の未利用木質パイオマスの 搬出利用を推進するほか、地域でのエネルギー利用 に向けた木質パイオマスの利活用の取組を推進しま す。		・素材生産量の拡大・安定供給を図るため、搬出量を拡大させる取組に対して支援を行った。 ・未利用材の木質バイオマス利用を図るため、森林組合等が行う未利用材の搬出に対して支援を行った。 ・林地残材を有効に活用するために、搬出間伐施業後の木質バイオマスの資源量とその搬出効率の調査・分析を行った。	0	・素材生産量の拡大・安定供給を図るため、搬出量を 拡大させる取組に対して引き続き支援する。 ・未利用材の木質バイオマス利用を図るため、森林組 合等が行う未利用材の搬出に対して引き続き支援す る。	びわ湖材流通推進課
96		「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、関係 団体等と連携しながら、家畜用飼料(稲発酵粗飼料 、飼料用米や稲わら)と堆肥の交換など耕畜連携に よる資源循環を推進するとともに、家畜ふん堆肥を 活用した「環境こだわり農産物」の作付を推進しま す。	-	・「滋賀県における家畜排せつ物の利用の推進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物管理の適正化を推進した。 ・「家畜ふん堆肥マッチング推進事業」を実施したことにより、耕種農家への完熟堆肥の供給が拡大した。 ・ 耕種農家と畜産農家の連携(精畜連携)を推進することで、地域内農地での堆肥の利用を拡大し、家畜用飼料(稲発酵粗飼料、飼料用米や稲わら等)や環境こだわり農産物の生産拡大に努めた。 ・県ホームページの「滋賀県家畜ふん堆肥情報コーナー」を更新するとともに、耕種農家に周知した。	©	・「滋賀県における家畜排せつ物の利用の推進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物管理の適正化を推進する。 ・完熟堆肥の生産およびペレット堆肥の安定供給に向けた取組を推進する。 ・耕種農家と畜産農家の連携(耕畜連携)を推進することで、地域内農地での堆肥の利用を拡大し、家畜用飼料(稲発酵粗飼料、飼料用米や稲わら等)や環境こだわり農産物の生産拡大につなげる。	畜産課

番号	項目	第5章 「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	令和5年度の取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定ど おり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※令和6年度~	所管課
9	7	廃棄物系バイオマス(食品廃棄物、木質系廃棄物、紙類、廃食用油など)を地域に還元させる取組を促進します。		・県内排出の廃棄物系バイオマスを肥料、飼料、石鹸などの滋賀県リサイクル認定製品等として、地域に還元させる取組で実績を上げる廃棄物処理業者・団体の取組の奨励を行う「滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業」を実施。奨励件数は以下の2件であった。 ・木質系廃棄物活用リサイクルシステム(廃棄物の品目:木質系廃棄物全般) ・廃食油リサイクルシステム(廃棄物の品目:廃食用油)	©	・引き続き、県HPによる情報発信を行う。	循環社会 推進課 (資推進 係)
9	環境学習の推進	「第四次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、廃棄物に係る諸課題を自分ごとと捉え、気付きや学びを主体的な行動へと移し、連携・協働し、課題解決を進めることのできる人育てにより、循環型社会づくりを推進します。		滋賀県環境学習等推進協議会を1回開催し、第四次計画の進行管理等について議論し、進捗状況の評価を行った。また、同協議会での評価を経て、滋賀県環境審議会環境企画部会において、計画の進捗状況を報告し、環境学習の推進に向けた検討を行った。 ※環境学習関連事業のうち「循環型社会づくり」 に関連する事業数:34事業(R5)	©	庁内関係所属の環境学習関連事業の実績をとりまとめ、「滋賀県環境学習等推進協議会」および「滋賀県環境審議会環境企画部会」に報告し、今後の計画の推進および環境学習施策の改善・効果的な実施に活かしていく。	環境政策課
9	持続可能な 社会を目指 した消費者 9 行動の促進	持続可能な社会を構築するため、人や社会、環境、地域に配慮した消費者行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成します。		人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」について、啓発イベントへの参加、一般向けに加えて、新たに小中学生向け啓発冊子を作成し、県内の小中学校等に配付し、授業等で活用いただくことで周知啓発を図った。 【関係課等の催し等での協働啓発】 ○滋賀県消費生活センター主催 「消費生活パネル展」		「エシカル消費推進事業」の実施 前年度に引き続き、エシカル消費を県民一人ひとり が自分事として捉え、日々の生活に定着させることが できるよう、関係課とのネットワークを上手く活用 し、消費者にエシカル消費啓発活動を行う。	県民活動 生活課
10	00	C02削減やグリーン購入、プラスチックごみ削減、食品ロス削減など、環境に配慮した消費者行動の推進に努めます。		会場:イオン近江八幡ショッピングセンター(10月18日~27日) イオンスタイル大津京(11月2日~13日) 〇草津市主催「草津市地球冷やしたいフェア」 会場:イオンモール草津(12月16日)	©	【関係課等の催し等での協働啓発】 食品ロスを担当する課等の催し等で協働して啓発を 行い、エシカル消費の普及を図る。	県民活動 生活課
10	11	環境に配慮した消費者行動を推進するため、環境 学習を推進するとともに、環境保全活動の支援を行 います。		【小中学生向けエシカル消費啓発冊子の作成、配付】 小中学生でも分かりやすいエシカル消費に関わる啓発冊子を作成 し、県内の小中学校等に配付し授業等で活用いただくことで周知啓発 を図った。 また、催し等でも冊子の配布を行い、小中学生も含めた消費者の 「エシカル消費」の認識および自分事として捉える機会を提供した。	©	て更新を行う。	県民活動 生活課
10	12	市町や消費者団体、事業者、関係団体等、幅広い 主体と連携して、消費者自らが公正かつ持続可能な 社会の形成に積極的に参画できる気運づくりに努め ます。		【出前講座の実施】 ○滋賀県食肉公正取引協議会(7月5日) ○滋賀県保険医協会(10月19日)	©	【出前講座の実施】 出前講座については、今まで特に周知しておらず、 依頼により実施した。今後は、主体的に実施するため の整備を行い啓発活動の一つとして周知を行ってい く。	県民活動 生活課

◎:予定どおり ⇒○:概ね予定どおり ⇒△:一部達成 ⇒

×:未着手 ⇒